

令和2年度第3回浜松市行政不服審査会

日時 令和2年12月7日(月)
午前9時30分から午前11時まで
会場 市役所本館8階 全員協議会室

次 第

- 1 開会
- 2 浜松市行政不服審査会運営要綱の改正について
- 3 議事
諮問第3号(平成31年(処分)第4号身体障害者手帳交付処分変更請求事件)
の調査審議
- 4 閉会

《資料》

①浜松市行政不服審査会運営要綱改正関係資料

②浜松市行政不服審査会関係資料

※ ②は、調査審議に係る手続に係る資料(個人情報を含む)のため、公開しない。

浜松市行政不服審査会運営要綱の改正について

浜松市行政不服審査会事務局

1 改正趣旨

市民の利便性向上を図るため、本市が策定した「書面規制、押印等見直し指針」（別紙参照）に基づき、浜松市行政不服審査会運営要綱（以下「運営要綱」という。）について、所要の改正を行うもの。

2 改正箇所

運営要綱のうち、以下の点について、所要の改正を行う。

(1) 「書面規制、押印等見直し指針」に基づくもの

改正内容	該当様式
「㊟」を削り、「自署する場合は、押印不要です。」を「自署しない場合は、押印してください。」へ改める。	✓ 第4号様式別紙 ✓ 第5号様式別紙 ✓ 第8号様式別紙 ✓ 第9号様式別紙 ✓ 第9号様式鑑定結果報告書の例 ✓ 第11号様式 ✓ 第14号様式 ✓ 第15号様式別紙 ✓ 第17号様式 ✓ 第27号様式

(2) その他

改正内容	該当様式
「平成」を削る。	✓ 第1号様式別紙【処分についての審査請求に係る諮問の場合】 ✓ 第1号様式別紙【不作為についての審査請求に係る諮問の場合】 ✓ 第24号様式

3 改正日 令和2年12月8日

(参考) 浜松市行政不服審査条例施行規則（抄）

（その他の審査会の調査審議の手續）

第3条 前条に定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

書面規制、押印等見直し指針

市民の利便性向上や行政手続簡素化のため、次の内容により、行政手続等における「書面規制、押印等の見直し」を実施する。

1 本市で独自に見直し可能な行政手続等への対応

対象	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市の条例、規則、要綱、マニュアル等により行政手続等（運用、書式・様式、記載内容、添付書類、押印の有無等）を定めているもの ◆ 国や県の法令等に定めのある行政手続で、その一部が市に委任等され、市独自で見直し可能なもの
----	--

※ 見直しに先立ち、手続や書類提出そのものが必要であるか、改めて確認する。

(1) 書面規制の見直し

- ア 必要最低限の内容となっているか、様式・記載内容を検証し、見直しを実施。
- イ 最低限の添付書類となっているか、必要性を検証し、見直しを実施。

(2) 押印の見直し

次の書類を除き、押印（「㊟」の記載）を廃止し、署名を原則とする。

【押印を必要とする書類】

- ア 地方自治法第234条第5項により押印が義務付けられている契約
- イ 浜松市契約規則、浜松市会計規則により契約及び一連の手続において、押印を求めている書類
- ウ その他、文書の真正性の担保等の理由により、実印の押印を求めている書類

※ 署名を原則とする書類であっても、法人・団体等が申請者となる手続や署名が困難な方に対応するなど、市民等の利便性向上に資する、押印を求める特別な理由がある書類は、各制度所管課の判断により、「署名又は記名押印の選択制」とすることができる。

(3) その他見直し

- ア 対面規制の見直し
対面による手続が必要か検証し、見直しを実施。
- イ 職員を対象とした内部手続の見直し
(1) から (3) アまでの例を参考に、各制度所管課の判断により、優先順位の高いものから、順次必要な見直しを実施。

2 国・県の法令等に基づき実施する行政手続等への対応

対象	◆ 国や県の法令等に定めがある行政手続等で、その方法が国・県等により示されるもの（市独自の判断で見直しを行うことが不可能な行政手続等）
----	---

国・県等より発出される通知・ガイドライン等に基づき、随時、市の条例・規則・要綱・マニュアル等を改正。